

平成30年度 第1回

長崎県道路メンテナンス会議資料

平成30年7月12日

1. 長崎県道路メンテナンス会議 規約	・・・	P 2
2. 長崎県道路メンテナンス会議 名簿	・・・	P 4
3. 平成29年度の点検実施状況について	・・・	P 6
4. 平成29年度の点検結果について	・・・	P 8
5. 平成30年度の点検計画について	・・・	P11
6. 今年度の研修、広報計画について	・・・	P13

長崎県道路メンテナンス会議 規約

(名称)

第1条 本会は、「長崎県道路メンテナンス会議」(以下、「会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 会議は、道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第28条の2の規定に基づき設置する協議会として、長崎県内の各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、適切な道路構造物の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。

- (1) 道路インフラの維持管理等に係る管理者意識の浸透・情報共有に関すること。
- (2) 道路インフラの点検・診断及び措置等の集約・調整・支援に関すること。
- (3) 道路インフラの維持管理技術に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(組織)

第4条 会議は、別表―1に定める長崎県内の各道路管理者で構成するものとする。

2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし会長は国土交通省九州地方整備局長長崎河川国道事務所長、副会長は長崎県土木部道路維持課長及び西日本高速道路株式会社九州支社長崎高速道路事務所長とする。

3. 会議は会長の招集により開催するものとし、会議進行は会長が務める。
4. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
5. 会議には、必要に応じ会長が指名するものを出席させることができる。

(専門部会)

第5条 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。なお、専門部会の規約は別途定める。

2. 「専門部会」として、以下の組織を置く。

- (1) 『高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会』
- (2) 『長崎県跨道橋連絡会議』
- (3) 『長崎県道路鉄道連絡会議』

(幹事会)

第6条 会議には、必要に応じ幹事会を置くことができる。

幹事会は、次の事項にかかる事務をつかさどる。

- (1) 会議における協議議題の調整
- (2) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (3) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

(事務局)

第7条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所道路管理第二課、長崎県土木部道路維持課及び西日本高速道路株式会社九州支社長崎高速道路事務所統括課が担うものとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、本会議の承認を得て行うことができる。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年5月28日から施行する。

本規約は、平成26年10月30日から施行する。(会議オプザーバーの追加)

本規約は、平成27年1月15日から施行する。(長崎県跨道橋連絡会議の設置)

本規約は、平成28年2月15日から施行する。(第2条変更 法定会議に位置づけ)

本規約は、平成29年2月14日から施行する。(長崎県道路鉄道連絡会議の設置)

長崎県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省 九州地方整備局	長崎河川国道事務所長
副会長	長崎県 土木部	道路維持課長
副会長	西日本高速道路株式会社 九州支社	長崎高速道路事務所長
委 員	西日本高速道路株式会社 九州支社	佐賀高速道路事務所長
委 員	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官
委 員	国土交通省 九州地方整備局 道路部	地域道路調整官
委 員	長崎県 道路公社	常務理事
委 員	長崎市	中央総合事務所理事
委 員	佐世保市	土木部長
委 員	島原市	建設部長
委 員	諫早市	建設部長
委 員	大村市	都市整備部長
委 員	平戸市	建設部長
委 員	松浦市	建設課長
委 員	対馬市	建設部長
委 員	志岐市	建設部長
委 員	五島市	建設課長
委 員	西海市	建設部長
委 員	雲仙市	建設部長
委 員	南島原市	建設部長
委 員	長与町	建設産業部長
委 員	時津町	建設部長
委 員	東彼杵町	建設課長
委 員	川棚町	建設課長
委 員	波佐見町	建設課長
委 員	小値賀町	建設課長
委 員	佐々町	建設課長
委 員	新上五島町	建設課長
オブザーバー	公益財団法人 長崎県建設技術研究センター	技術部長
オブザーバー	九州旅客鉄道株式会社 長崎支社	工務課長
オブザーバー	松浦鉄道株式会社	運輸部工務課長
オブザーバー	島原鉄道株式会社	鉄道部鉄道課長
オブザーバー	長崎電気軌道株式会社	電車事業部工務課長

別表

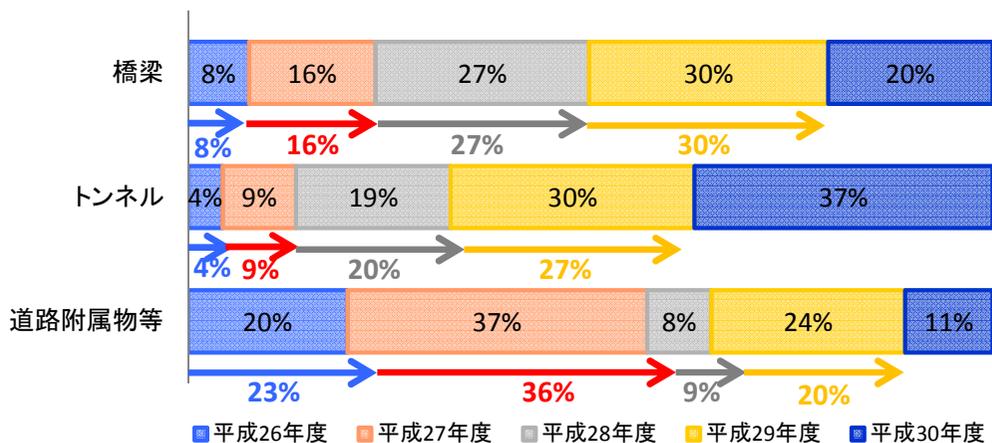
長崎県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所	技術副所長
副幹事長	長崎県 土木部道路維持課	総括課長補佐
副幹事長	西日本高速道路株式会社 九州支社 長崎高速道路事務所	副所長
幹事	長崎県 道路公社	技術部長
幹事	長崎市	地域整備 1 課長
幹事	佐世保市	道路維持課長
幹事	諫早市	道路課長
幹事	五島市	建設課長
幹事	長与町	土木管理課長
幹事	佐々町	建設課長

事務局		国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 道路管理第二課
		長崎県 土木部 道路維持課
		西日本高速道路株式会社 九州支社 長崎高速道路事務所 総括課

○平成26年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定。平成29年度末の点検実施率は、橋梁約80%、トンネル約60%、道路附属物等約87%。

<5年間の点検計画と平成26～29年度の実施状況>



道路施設	管理施設数	点検計画数 (H26～H29)	点検実施数 (H26～H29)	点検実施率 (H26～H29)
橋梁	10,161	8,073	8,083	80%
トンネル	208	131	125	60%
道路附属物等	211	189	184	87%

※ H30.3月末時点
点検実施率は、端数により左図と合わない場合がある

<橋梁の点検方針>

コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進

- ・緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- ・跨線橋
- ・緊急輸送道路を構成する橋梁

<橋梁点検状況(管理者別)>

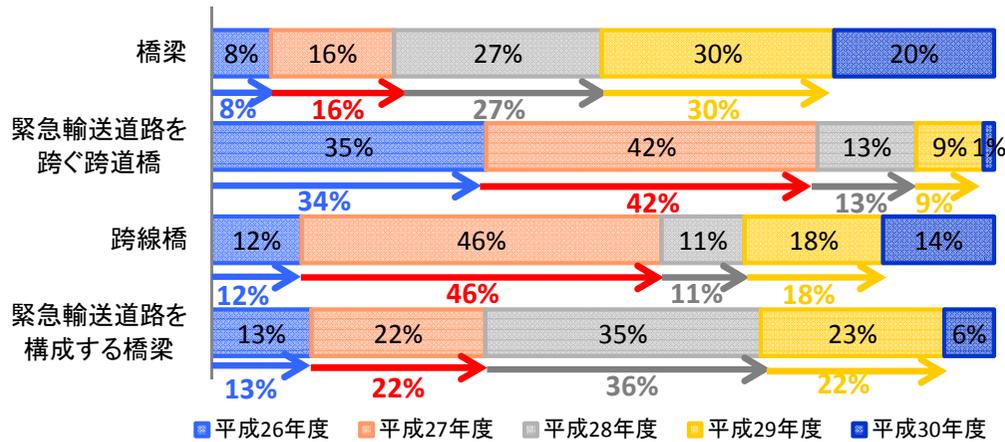
管理者	管理施設数	点検計画数 (H26～H29)	点検実施数 (H26～H29)	点検実施率 (H26～H29)
国土交通省	249	194	192	77%
高速道路会社	210	194	194	92%
地方公共団体	9,702	7,685	7,697	79%
合計	10,161	8,073	8,083	80%

※ H30.3月末時点

長崎県の点検実施状況(橋梁)

- 最優先で点検すべき橋梁の点検実施率（平成29年度まで）は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約95%、跨線橋約84%、緊急輸送道路を構成する橋梁約92%である。
- 跨線橋の点検には、鉄道事業者との協議や調整に時間を要するなどの課題が存在するが、ほぼ全ての鉄道事業者と今後の点検計画を確認しており、平成30年度までにすべての点検が完了する見込み。

＜最優先で点検すべき橋梁の点検計画と平成26～29年度の実施状況＞



	管理施設数	点検計画数 (H26～H29)	点検実施数 (H26～H29)	点検実施率 (H26～H29)
橋梁	10,161	8,073	8,083	80%
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	157	149	149	95%
跨線橋	115	97	97	84%
緊急輸送道路を構成する橋梁	1,832	1,708	1,688	92%

※ H30.3月末時点
 点検実施率は、端数により左図と合わない場合がある
 跨線橋は、歩道橋(跨線橋)を含む

○ 長崎県の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0橋、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は116橋（3.8%）、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は1,620橋（53.6%）。

<平成29年度管理者別点検結果(橋梁)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	249	39	33	5	1	0
高速道路会社	210	41	17	20	4	0
都道府県	2,076	476	308	160	8	0
道路公社	36	0	0	0	0	0
政令市	0	0	0	0	0	0
市区町村	7,590	2,470	929	1,438	103	0
合計	10,161	3,026	1,287	1,623	116	0

※ H30.3月末時点

○ 長崎県のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0本、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は7本（0.2%）、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は48本（85.7%）。

<平成29年度管理者別点検結果(トンネル)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	8	2	0	1	1	0
高速道路会社	17	3	0	2	1	0
都道府県	129	46	0	41	5	0
道路公社	7	0	0	0	0	0
政令市	0	0	0	0	0	0
市区町村	47	5	1	4	0	0
合計	208	56	1	48	7	0

※ H30.3月末時点

○ 長崎県の道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0箇所、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は14箇所（33.3%）、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は19箇所（45.2%）。

<平成29年度管理者別点検結果(道路附属物等)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	66	7	3	2	2	0
高速道路会社	47	3	3	0	0	0
都道府県	73	31	3	16	12	0
道路公社	5	0	0	0	0	0
政令市	0	0	0	0	0	0
市区町村	20	1	0	1	0	0
合計	211	42	9	19	14	0

※ H30.3月末時点

＜各構造物の平成30年度の点検予定＞
全道路管理者の合計

道路施設	管理施設数	H26点検実施数	H27点検実施数	H28点検実施数	H29点検実施数	H30点検計画数
橋梁	10,161	770	1,591	2,696	3,026	2,062
トンネル	208	9	19	41	56	83
道路附属物等	211	48	76	18	42	27

＜最優先で点検すべき橋梁の平成30年度の点検予定＞ 全道路管理者の合計

道路施設	管理施設数	H26点検実施数	H27点検実施数	H28点検実施数	H29点検実施数	H30点検計画数
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	157	52	64	19	14	2
跨線橋	115	13	52	12	20	16
緊急輸送道路を構成する橋梁	1,832	233	403	648	404	135

※H30点検計画数は、今後見直しすることがある

※跨線橋は、歩道橋(跨線橋)を含む

①道路構造物管理実務者研修（九州技術事務所）

- ・九州地方整備局では、九州地方整備局職員及び地方公共団体等の職員を対象に「道路構造物管理実務者研修」を実施しています。
- ・現時点での応募状況は以下のとおりです。

H30.6.30現在

	橋梁初級Ⅰ（Ⅰ期） （募集終了）	橋梁初級Ⅰ（Ⅱ期） （定員40名）	橋梁初級Ⅱ （募集終了）	トンネル初級 （募集終了）	機関別 合計
	8月6日～8月10日（5日間）	10月1日～10月5日（5日間）	8月27日～8月29日（3日間）	10月9日～10月12日（4日間）	
整備局	6	3	12	11	32
福岡県	4	0	1	1	6
佐賀県	8	2	4	0	14
長崎県	0	0	4	1	5
熊本県	1	2	0	0	3
大分県	2	2	3	2	9
宮崎県	5	4	4	3	16
鹿児島県	5	3	2	4	14
その他（公社等）	2	2	4	1	9
合計	33	18	34	23	108

＜参考＞ 研修の目的

橋梁初級Ⅰ研修	道路橋、土工構造物等の定期点検に関して、最低限必要な知識と技能を習得することを目標とする。（職員自らに定期点検を行わせる場合の第一ステップ）
橋梁初級Ⅱ研修	道路橋に関する点検の知識、並びに補修・補強の工法選定の判断に必要な基礎的知識を習得することを目標とする。
トンネル初級研修	トンネルの定期点検に関する最低限必要な知識と技能、及び道路トンネルの補修・補強の基礎的知識を習得することを目標とする。



橋梁初級Ⅰ研修の状況

②長崎県メンテナンス研修(橋梁)研修

対 象:自治体職員(及び直轄職員)

予定人数:1会場20名程度

時 期:10月~11月で2回程度
1泊2日(初日講義、2日目現場)

場 所:長崎市内、県北振興局管内、
可能であれば離島での開催

目 的:管理者又は発注者として必要な知識の習得を目的として、橋梁に係る点検要領、診断、設計、施工等の理解に係わる講義及び現場実習



H29長崎会場 講義



H29佐世保会場 現場実習

※平成30年度

③その他点検講習会等

〈橋梁・防災・トンネル点検研修会〉

対 象：自治体職員（県及び13市町）、道守関係者、県OB

予定人数：橋梁・防災・トンネルで延べ164名

時 期：平成30年5月24・25日

目 的：管理者又は発注者として必要な知識の習得を
目的として、橋梁、トンネルに係る点検要領の
理解に係わる講義及び現場実習



NHK



NIB

